

平成23年

上尾市教育委員会8月定例会
議案資料

目 次

議案第46号 関係資料 (上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について)

◇平方幼稚園入園に関する現行規定 -----	1
◇関係法令 -----	1
◇「特定被災地方公共団体」と「特定被災区域」について -----	3

議案第47号 関係資料 (上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市民ギャラリー管理規則 新旧対照表 -----	4
----------------------------	---

議案第49号 関係資料 (上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の 申出について)

◇上尾市スポーツ振興審議会条例 新旧対照表 -----	5
◇上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 -----	6
◇経過措置について -----	7
◇スポーツ基本法 -----	8

(たて書きのため、11ページを先頭に遡りながら順に掲載)

◇ 平方幼稚園入園に関する現行規定

●上尾市立幼稚園管理規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第7号）

（入園）

- 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
- 2 前項に規定する幼児の保護者は、その幼児を入園させようとするときは、上尾市立幼稚園入園申込書（第1号様式）を園長に提出しなければならない。
- 3 園長は、前項の規定による入園の申込みが前条の表に定める定員を超過したときは、入園者の選抜を行うことができる。
- 4 園長は、上尾市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、入園を許可するものとする。
- 5 園長は、前項に規定する許可をしたときは、当該保護者に対し、上尾市立幼稚園入園許可書（第2号様式）により通知するものとする。
- 6 園長は、幼稚園に入園することが不適當であると認めるときには、入園を許可しないものとすることができる。

◇ 関係法令

●東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

（定義）

第二条

- 2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

●東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第百二十七号）

（特定被災地方公共団体）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

（特定被災区域）

第二条 法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

- 2 法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 銚子市 成田市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 香取市 山武市 山武郡九十九里町 同郡横芝光町
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第二（第二条第一項関係）

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第三（第二条第二項関係）

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町

◇「特定被災地方公共団体」と「特定被災区域」について

第 177 回国会 参議院・災害対策特別委員会 平成 23 年 05 月 02 日

○上野ひろし君 ……次に、法案の中身について幾つかお伺いをしたいと思います。今回の法案の対象となる地域についてお伺いをしたいと思うんですけども、条文を見ると、特定被災地方公共団体、それから特定被災区域とあって、中には政令に委任されている部分というのもあると思うんですけども、具体的にどのように定められる予定なのかというのをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（内閣府政策統括官 原田保夫君） お答えを申し上げます。まず、特定被災地方公共団体でございますが、これは災害復旧等への特別の財政援助の対象になるという公共団体でございますが、県につきましては九県、法律で規定をしております。それから、市町村につきましては、対象市町村は政令に落としておりますけれども、これは通常は被害額を算定して、被害額を基準にして基準を決めるということでございますが、今回こういう状況でございますので、そういった被害額を確定するのが困難だということで、外形的な物差しで政令で市町村を指定しようということでございまして、具体的に申し上げますと、災害救助法等が適用された中で、震度が六弱以上であるとか、住宅の全壊戸数が一定規模以上であるとか、大津波による浸水被害が確認されているものとか、そういった被害を類推させるような外的な物差しで対象市町村を選定しようというふうに思っております。

それから、特定被災区域ですが、これは被災者の方々に対する特別の助成措置の対象になる区域ということでございますが、これにつきましては災害救助法が適用された市町村、それから被災者生活再建法が適用された市町村、そういったことを対象に考えているところでございまして、法の施行に合わせてそういった市町村を決める予定にしております。

◇ 上尾市民ギャラリー管理規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー利用（利用変更）申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の9月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって<u>利用の許可</u>をすることができる。</p> <p>(利用書の交付)</p> <p>第6条 条例第3条の規定による許可は、上尾市民ギャラリー利用（利用変更）書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は上尾市民ギャラリー利用申込書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民ギャラリー利用変更申込書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申込書は、利用を開始しようとする日の属する月の12月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって<u>利用許可</u>をすることができる。</p> <p>(利用書の交付)</p> <p>第6条 条例第3条の規定による許可は上尾市民ギャラリー利用書（第2号様式）を、当該許可に係る変更の許可は上尾市民ギャラリー利用変更書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p>

◇ スポーツ振興審議会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ推進審議会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号。次条において「法」という。）第31条の規定に基づき、上尾市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。</u> <u>(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</u> <u>(2) スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。</u> <u>(3) スポーツの施設及び設備の整備及び運用の改善に関すること。</u> <u>(4) 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に関すること。</u> <u>(5) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。</u> <u>(6) スポーツとして行われるレクリエーション活動の普及奨励に関すること。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</u></p> <p>（組織） 第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。</p> <p>（委嘱） 第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長の意見を聴いて</u> 委嘱する。 (1) 市議会議員 (2) 知識経験者 (3) 市内スポーツ団体の代表者</p> <p>（任期） 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。 3 委員は、再任されることができる。 4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ振興審議会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>（任務） 第2条 審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツ振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。 (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。 (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。 (4) スポーツの団体の育成に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。</p> <p>（組織） 第3条 ≪同左≫</p> <p>（委嘱） 第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会が市長の意見を聴いて</u> 委嘱する。 (1) 市議会議員 (2) 知識経験者 (3) 市内スポーツ団体の代表者</p> <p>（任期） 第5条 ≪同左≫</p>

改正後	改正前
<p>(会長等) 第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選による。 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(会長等) 第6条 ≪同左≫</p> <p>(委任) 第7条 ≪同左≫</p>

◇ 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

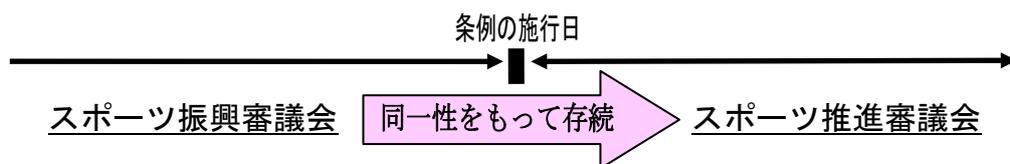
改正後	改正前																								
<p>(特別職の職員の範囲) 第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。 (1)から(23) 略 (24) スポーツ推進審議会委員 (24)から(62) 略 (63) スポーツ推進委員</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td>スポーツ推進審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">63</td> <td>スポーツ推進委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	24	スポーツ推進審議会			略	略		略	略	63	スポーツ推進委員	略	<p>(特別職の職員の範囲) 第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。 (1)から(23) 略 <u>(24) スポーツ振興審議会委員</u> (24)から(62) 略 (63) 体育指導員</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td><u>スポーツ振興審議会</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">63</td> <td><u>体育指導委員</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	24	<u>スポーツ振興審議会</u>			略	略		略	略	63	<u>体育指導委員</u>	略
24	スポーツ推進審議会																								
	略	略																							
	略	略																							
63	スポーツ推進委員	略																							
24	<u>スポーツ振興審議会</u>																								
	略	略																							
	略	略																							
63	<u>体育指導委員</u>	略																							

◇ 経過措置について

■附則第2項

2 第1条の規定による改正前の上尾市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第1条の規定による改正後の上尾市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

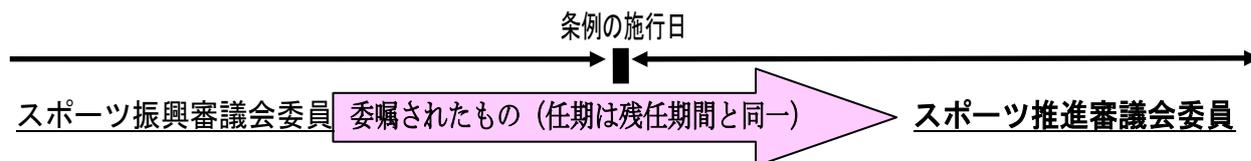
附則第2項は、新旧の審議会が同一性をもって存続することについて規定したものの。



■附則第3項

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、新条例第4条の規定により、新審議会の委員又は臨時委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附則第3項は、委員の身分と任期について規定したもので、条例の施行日において、スポーツ振興審議会委員である者は、スポーツ推進審議会委員として委嘱されたものとみなすとともに、その任期についてもスポーツ振興審議会委員としての任期の残任期間と同一のものとすることを規定したものの。



■附則第4項

4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、新条例第6条第2項の規定により、新審議会の会長又は副会長として新審議会において互選されたものとみなす。

附則第4項は、会長及び副会長の選任について規定したもので、条例の施行日において、スポーツ振興審議会会長及び副会長である者は、それぞれスポーツ推進審議会会長及び副会長として互選されたものとみなすことを規定したものの。

